

資 料 1

関東地方整備局

事業評価監視委員会

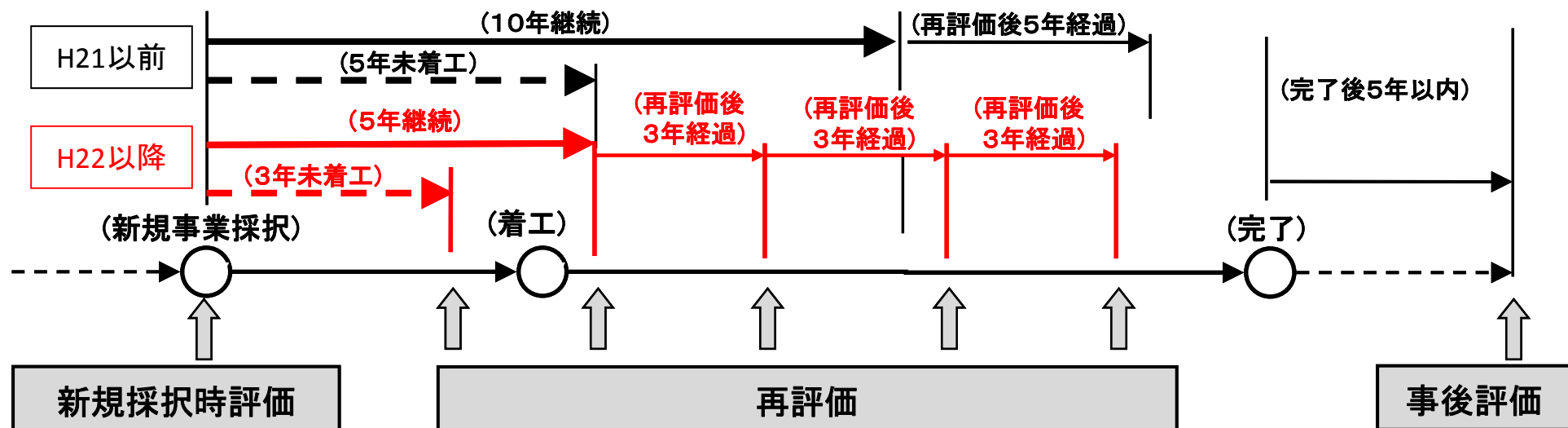
(平成27年度第1回)

# 平成27年度の事業評価監視委員会 における審議の進め方

平成27年 5月18日  
国土交通省 関東地方整備局

# 1. 事業評価監視委員会の経緯と実績

## 1) 再評価実施時期の短縮 (H22.4.1 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領改定)

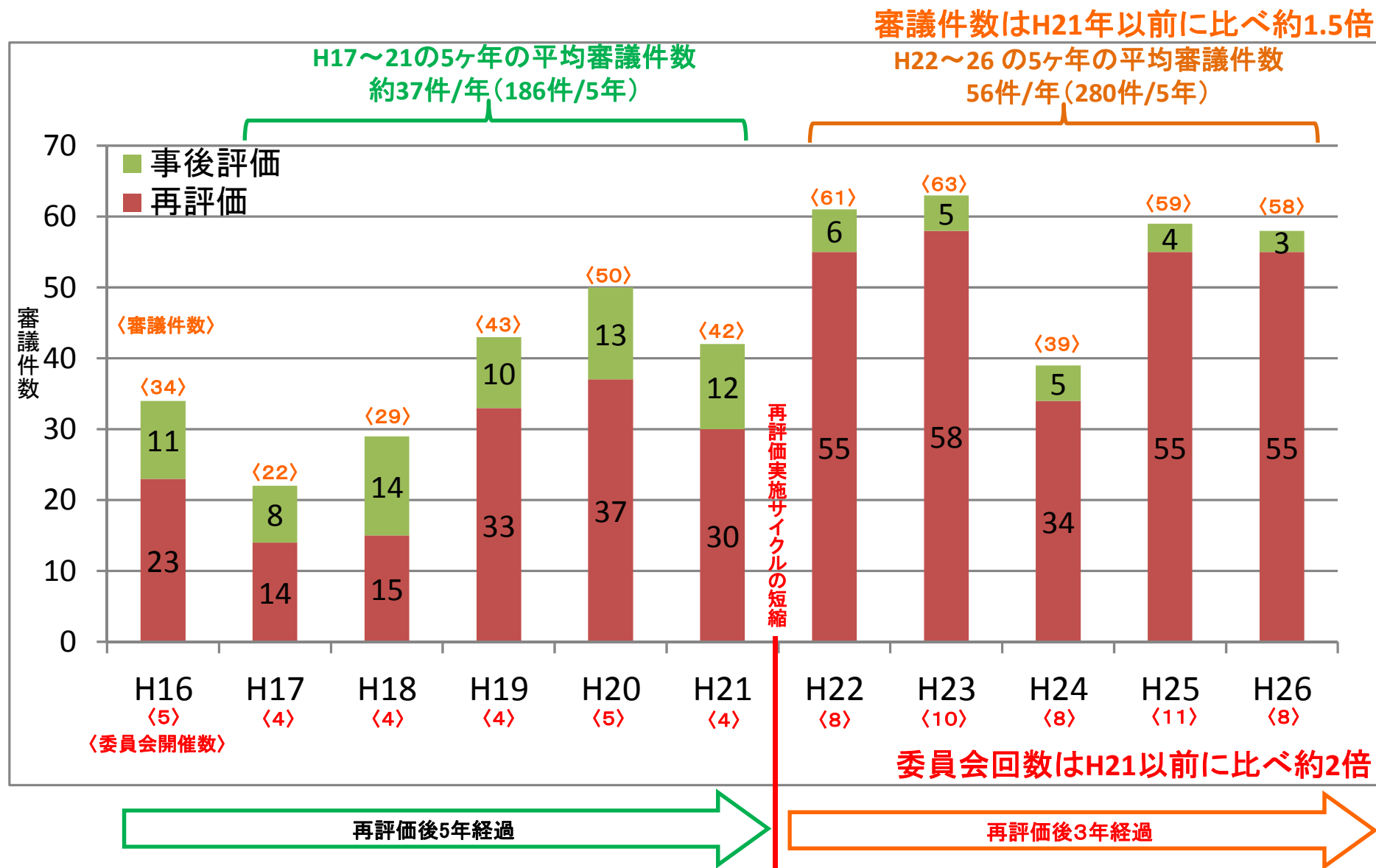


評価スパン短縮し、  
審議件数が増大

- ・平成24年度までは、重点・一般に区分して審議
- ・平成25年度より、重点的に審議すべき案件について集中的に審議出来るよう一括審議を導入し、メリハリをつけた審議を実施

# 1. 事業評価監視委員会の経緯と実績

## 2) 各年度の審議件数と委員会開催数



# 1. 事業評価監視委員会の経緯と実績

## 3) 平成26年度の委員会の実施状況

- ①平成26年度の審議案件は、再評価55件、事後評価3件の58件となった。
- ②これを8回の監視委員会で審議を実施した。
- ③再評価の審議を3区分（重点：13件、一般24件、一括18件）に分けて、メリハリをつけて審議を実施した。

重点案件について、集中的に審議ができ、  
重点的な審議が行われた。

## 2. 平成27年度 事業評価監視委員会における審議の進め方(案)

1)平成26年度の委員会の審議をふまえ、平成27年度も同様に委員会を実施する予定。

①平成27年度の対象案件を平成26年度同様、事業の特性に応じて3つに区分(重点審議案件、一般審議案件、一括審議案件)し、委員会における審議を充実し、メリハリをつけた審議を実施。

②再評価の審議案件の説明については、進捗状況、前回からの変化とその内容・理由を中心とし、審議時間の充実を図る。

③事業目的の変更、社会経済情勢の変化及び前回評価時において実施した費用対効果分析に関する要因の変化がない場合で、事業費に比して費用対効果分析に要する費用が大きい場合等は、多面的な評価検討を行う。

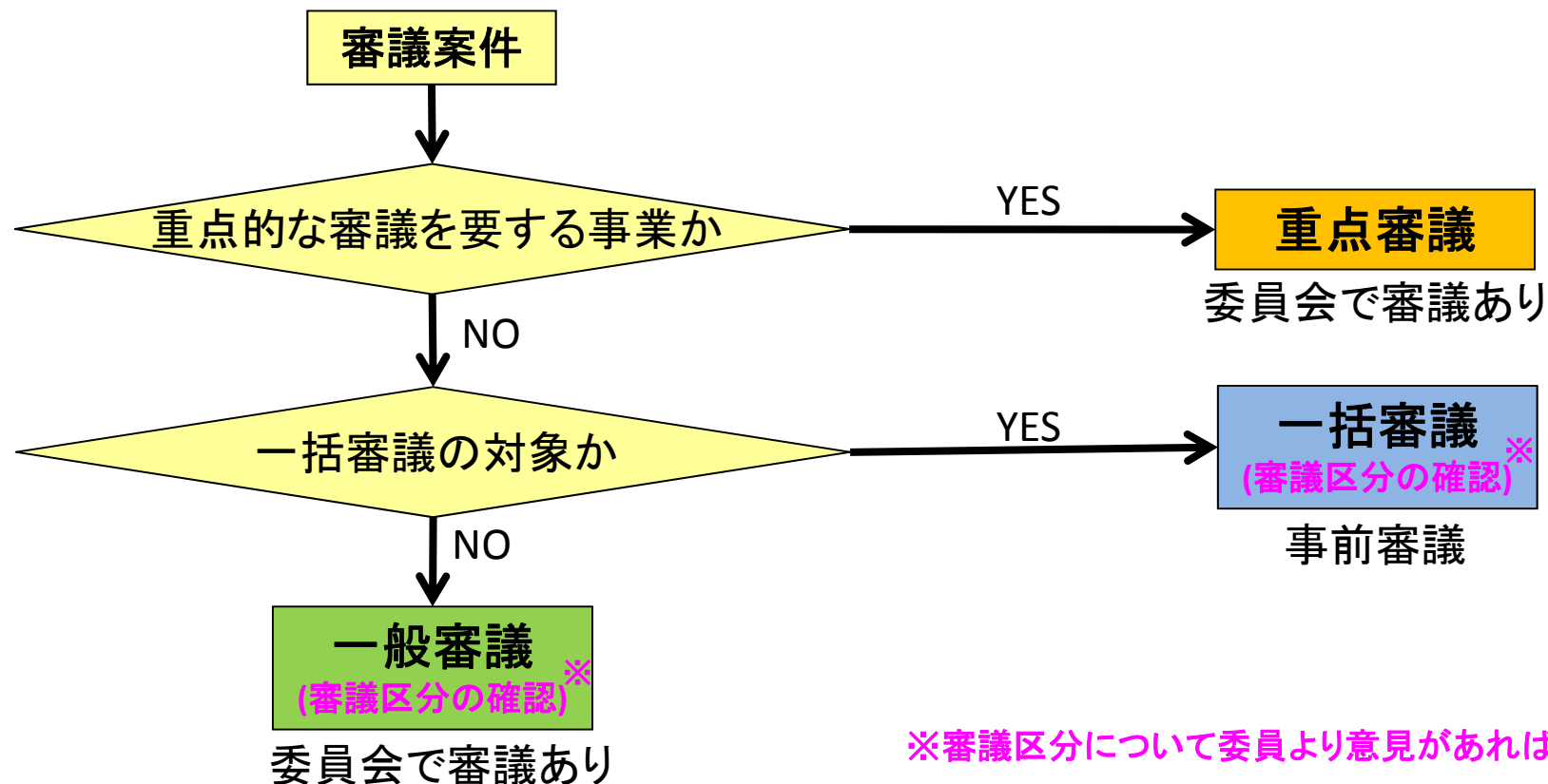
④道路などで同一路線の事業や関連する事業については、同一の委員会において審議し、審議内容の充実を図る。

## 2. 平成27年度 事業評価監視委員会における審議の進め方(案)

### 2) 審議案件の考え方

《国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の4より》  
「審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。」

上記をふまえ、関東地方整備局事業評価監視委員会では、対象とする案件の審議を3つに区分して実施。



※審議区分について委員より意見があれば変更

## 2. 平成27年度 事業評価監視委員会における審議の進め方(案)

### 3) 再評価における審議案件の区分の考え方について

#### 重点審議

特に委員会において重点的に審議を要する事業

(以下(a)～(f)に1つでも該当する事業)

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f) その他の要因

#### 一般審議

重点的な審議は要しないが、委員会で審議が必要な事業

#### 一括審議

前回の再評価から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変更が生じておらず、事前に資料を送付して審議する事業

#### 《各委員宛て、事前に審議資料を送付》

- ・審議案件の確認 ... 審議案件一覧にて事務局(案)を提示し、審議区分の確認
- ・一括審議 ... 事前送付資料により委員会での審議の必要性を確認

## 2. 平成27年度 事業評価監視委員会における審議の進め方(案)

### 4) 同一委員会での審議案件の考え方

道路などで同一路線の事業や関連する事業については、同一の委員会において審議し、審議内容の充実を図る。

#### [平成26年度の事例]

- ①平成26年度再評価案件の「一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(つくば~大栄)」、同路線(五霞~つくば)を同一委員会で審議
- ②両事業とも委員会開催時期(審議時期)を調整して同一委員会内で審議することで、審議内容を充実

